日付：2024年4月1日

作成：一般社団法人食品表示検定協会

【改訂8版】食品表示検定・初級　認定テキスト　訂正情報及び法令改正におけるテキスト該当部分

●今回お知らせする訂正箇所は以下の通りです。お手数ですが訂正をお願いいたします。

訂正情報発表日	対象となる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2024年4月1日	1刷	P274	6-1	上から9行目～	食塩相当量として15歳以上の男性で年齢別に1日7.5～8g未満、女性で6.5～7g未満を目標と	食塩相当量として15歳以上の男性で1日7.5g未満、女性で6.5g未満を目標と

●今回お知らせする、法令改正に関連するテキストの該当部分は以下の通りです。

★2024年前期の試験は、2023年10月1日時点で施行されている法令に基づき出題されます。

情報発表日	対象となる刷	頁	章	関連する箇所	関連するテキストの記述（従来の法令に基づいた記述です。）	今回紹介する法令改正の内容
2024年4月1日	全刷	P84	3-3-2	図表1	特定原材料に準ずるものの表 アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	2024年3月28日付で、通知「食品表示基準について」が改正され、特定原材料に準ずるものとして新たに「マカダミアナッツ」が追加されました。一方でこれまで特定原材料に準ずるものとして表示が推奨されてきた「まつたけ」は、リストから削除されることとなりました。 「特定原材料に準ずるもの」の対象品目数は、特定原材料の対象品目数と併せて現行の28品目数を目安とするという方針から品目の見直しが行われたものです。
		P87	3-3-2	図表3	特定原材料に準ずるもの、その代替表記と拡大表記（表記例）の表 まつたけ、松茸、マツタケ、焼きまつたけ、まつたけ土瓶蒸し	

（以上）